

中野坂上駅周辺自転車等放置規制区域の変更について

現在、中野坂上駅周辺における一部の箇所においては、自転車が多数放置され歩行者等の通行に支障がある危険な状態が続いている。

この状況を改善するため、中野区自転車等放置防止条例（以下「条例」という。）第 23 条に基づき中野坂上駅周辺自転車等放置規制区域を変更し、新たに規制を行うこととしたので報告する。

1 背景

中野坂上駅では、平成 11 年度、山手通り地下に都営地下鉄大江戸線及び東京メトロ丸の内線直結の自転車駐車を整備した。また、それに伴い駅周辺区域を自転車等放置規制区域（以下「規制区域」という。）に指定し、条例第 24 条に基づく規制措置により放置自転車対策を行ってきた。

しかし、同駅における規制区域以南の一部地域では、数年前より日常的に 30 台以上もの自転車の放置が確認されており、近隣住民等からの苦情も多数ある。区は、警告看板の設置や警告札の貼付等を行ってきたが、通行に支障をきたす危険な状態が改善されるに至っていない。（別紙「1 現在の当該箇所における放置状況」参照）

2 対策

現在の規制区域に加え、当該箇所を新たな規制区域に指定する。

このことにより、条例第 24 条に基づく規制措置が可能となるため、より積極的な放置自転車対策を実施していく。

3 新たに規制する区域

中野区本町二丁目 28 番 11 号及び 14 号付近（別紙「2 新たに規制する範囲」参照）

4 告知方法

条例第 23 条第 2 項、第 3 項に基づき告示を行う。

また、規制の適用開始前日までに当該箇所の放置自転車へ 2 週間程度規制予告札の貼付を行う。

5 今後のスケジュール

令和8年5月11日 告示・区ホームページによる周知

18日 当該箇所の放置自転車へ規制予告札の貼付による周知開始

6月 1日 規制適用開始

1 現在の当該箇所における放置状況



2 新たに規制する範囲

